

ねびきプラスサービス規約

第1条 (規約の目的)

1. 本規約は、次項に定める対象カードの会員に対して提供するねびきプラスサービスの利用特典の内容及び特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。
2. ねびきプラスサービスを提供する対象カードは以下のとおりとします。
 - ・apollostation THE PLATINUM セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード (“ザ・プラチナ” 出光 セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードを含む)
 - ・apollostation THE GOLD (“ザ・ゴールド” 出光 セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード及び出光ゴールドカードを含む)
 - ・apollostation card (出光カードまいどプラスを含む)
3. 特典内容、ご注意事項、諸手續に関する詳細は、当社ホームページ等により案内するところによります。
4. 本規約に定めのない事項については、出光クレジット個人カード会員規約及び各対象カードの特約 (以下総称して「会員規約」といいます。) が適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

1. 「ねびきプラスサービス」とは、対象カードの会員に対して当社が提供する、ショッピングで利用金額に応じた燃料油代値引きサービスをいいます。
2. 「会員」とは、対象カードの本人会員からの申込みにより当社がねびきプラスサービスに入会を認めた会員のことをいい、入会会員に紐付く家族会員を含みます。ねびきプラスサービスに関する契約は、当社が入会を認めたときに成立するものとします。
3. 「出光加盟店」とは、当社と契約した出光興産株式会社及びその関係会社の特約販売店等が運営するサービスステーションをいいます。
4. 「対象金額」とは、当社が定める一定期間における会員のショッピングご利用代金のことをいい、キャッシング、カードローン、各種年会費、金利、遅延損害金、その他所定のものを含みません。
5. 「対象商品」とは、当社が指定する燃料油等の商品をいいます。
6. 「値引単価」とは、対象商品の対象金額に応じて適用される1 リットルあたりの値引単価をいいます。値引単価の上限は、対象カード及び値引きコースごとに当社が設定します。
7. 「値引適用上限数量」とは、値引単価が対象商品に適用される上限として、当社が対象カード及び値引きコースごとに定める数量をいいます。
8. 「値引きコース」とは、apollostation cardにおいて選択可能な値引き特化型のコース、及び値引き・ポイントの併用型のコースをいいます (一部提携カードにおいては選択できないコースがあります)。なお、値引き特化型のコースを選択した場合、apollostation cardのプラスポイントサービスは付与されません。
9. 「適用期間」とは、値引単価が対象商品に適用される当社指定の一定期間のことをいいます。
10. 「値引額」とは、値引単価に適用期間中の対象商品の給油数量 (ただし値引適用上限数量まで) を乗じた金額のことをいい、カードご利用代金から差し引かれる金額をいいます。

第3条 (年会費)

1. 会員は、当社に対し、所定の期日に所定の年会費を支払うものとします。年会費は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お返しいたしません。
2. 前項にかかわらず、当社指定の対象カードについては、年会費無料でねびきプラスサービスを自動付帯します。

第4条 (入会の条件)

1. 入会にあたってはウェブ明細 (ご利用明細書の郵送を停止し、請求内容及び明細内容をウェブステーションのご利用明細照会画面にてご確認ください) をご利用いただくことを条件とします。理由の如何を問わずウェブ明細を解除された場合には、ねびきプラスサービスからの退会となることを会員は了承するものとします。この場合でも年会費はお返しいたしません。
2. 当社指定の対象カードに限り、ご利用明細の確認方法にかかわらず、ねびきプラスサービスを自動付帯します。

第5条 (値引の実施方法)

1. 値引単価は、対象金額に応じて当社が決定し、会員のうち本人会員に送付されるご利用明細書 (ウェブ明細を含む) 上に記載されます。なお、一定期間中のご利用にもかかわらず、ショッピング利用の処理のずれ等により翌月以降のご利用明細書に記載される場合など、当社所定の場合には、翌月以降の対象金額となることを了承するものとします。
2. 値引単価は、会員がその適用期間中に加盟店において対象商品を給油した際に、その給油数量 (ただし値引適用上限数量まで) に適用されます。なお、適用期間中の給油にもかかわらず、加盟店での処理のずれ等により翌月以降のご利用明細書 (ウェブ明細を含む) に記載される場合など、当社所定の場合には、翌月以降の値引単価が適用されることを了承するものとします。また、一部の加盟店においては値引単価が適用されないことを会員は了承するものとします。
3. 値引単価は、その適用期間中に限り適用されるものとし、その権利を適用期間を超えて持ち越すことはできません。
4. 当社は、会員が本規約及び会員規約、その他の規程を遵守していないと認めた場合には、会員への値引単価の適用及び値引きの実施を拒否または留保することができるものとします。

第6条 (値引単価の取消し)

商品等の購入の取消等により、対象金額の全部または一部が取消となった場合、取消される前の対象金額により決定した値引単価や値引額は当社所定の方法により取消しされることを会員は了承するものとします。

第7条 (複数カードの取扱い)

本人会員がカードを複数枚所持している場合には、本人会員として契約しているカード毎の対象金額に基づき値引単価を決定するものとし、これらを合算することはできません。

第8条（公租公課）

会員は、本規約に定める利用特典に関して公租公課が課せられた場合、これらの公租公課を負担するものとします。

第9条（権利の消滅）

本規約から生ずる会員としての全ての権利は、次の各号のいずれかに該当した場合には、理由の如何を問わず消滅するものとします。

- (1) 会員がウェブ明細の利用を解除したとき（第4条第2項の場合を除く）。
- (2) 会員が対象カードを退会する等、対象カード会員の資格を喪失したとき。
- (3) 会員が会員規約を遵守していないと当社が判断したとき。
- (4) 会員が本規約上の義務に違反したと当社が判断したとき。
- (5) 会員の対象カードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

第10条（譲渡禁止）

会員は、理由の如何を問わず、本規約に基づく権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（規約の変更）

1. 当社は、次の各号の場合には、本規約を変更することができます。

- (1) 変更内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当社は本規約を変更するときは、本規約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社ホームページ (<https://www.idemitsucard.com>) において（第2号の場合にはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www.idemitsucard.com>) において公表、または会員に通知、その他当社所定の方法により会員にその内容を周知し、その後会員が本規約に係る取引を行うことをもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行ったものとして扱うことにより、本規約が変更できるものとします。

第12条（免責事項）

当社の責めによらない通信機器等の障害や回線障害等によりねびきプラスサービスの取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

2021年4月1日改定